

大磯町総合計画審議会について

令和3年12月

政策課

1. 大磯町総合計画について

(1) 計画の位置付け

大磯町の最上位計画（全ての分野における行政運営の基本）である。

(2) 計画の構成

基本構想、基本計画及び実施計画の三層から構成される。

(3) 策定の手順

- ・基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、大磯町総合計画審議会に諮問する。
- ・基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、町民から意見を聴く。
- ・基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告する。
- ・基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

（※一部大磯町総合計画策定条例より抜粋）

2. 大磯町総合計画審議会について

(1) 審議会の目的

総合計画の策定に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議していただきます。

(2) 委員任期

委嘱の日から3年間（令和3年12月16日～令和6年12月15日）

(3) 委員数

15名以内（15名。別添委員名簿のとおり）

(4) 審議会の所掌事項

ア 大磯町総合計画の策定に関すること。

- 令和3年度から令和7年度までを計画期間とする大磯町第五次総合計画前期基本計画の初年度であるため、今任期中に次期計画の策定はありませんが、任期中に令和8年度からの第五次総合計画後期基本計画（仮称）の策定の準備の資料等を審議いただきます。

イ 大磯町総合計画の実施に関し、必要な調査及び審議を行うこと。

- 大磯町第五次総合計画前期基本計画の実施計画策定、進行管理の実施に関し、意見等の聴取を行います。

ウ その他、町長が必要と認める事項

- 国の地方創生に係る地方版総合戦略及び地方創生関係交付金の実施に係る評価検証等を行います。

3. 第五次大磯町総合計画前期基本計画について

(1) 計画の構成等

- ・ 基本構想期間 … 令和3年度～令和12年度（10年間）
- ・ 基本計画期間 … 令和3年度～令和7年度（前期基本計画：5年間）
- ・ 実施計画期間 … 令和3年度～令和5年度（3年間、毎年ローリング）
- ・ まちの将来像 … 「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」
- ・ まちづくりの基本理念 … 「郷土の誇りとくらしの親和」、「つながりと創生」
- ・ 前期基本計画でめざす方向性 … 「人口減少・少子・超高齢社会への適応」、
「定住人口の安定化」
- ・ 重点プロジェクト … 分野別施策をけん引するものとして、
 - ①働く人を応援するプロジェクト
 - ②妊娠・出産・子育て・教育の希望をかなえるプロジェクト
 - ③住む人の安心なくらしを守るプロジェクト

(2) 計画の主な特徴

- ・ まちの将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の継続
- ・ 財政の見通しを記載、各項目に数値指標を設定し、達成状況が見える化
- ・ 前期基本計画が第2期地方版総合戦略を、重点プロジェクトが総合戦略事業を兼ねる
- ・ 見開きで見せるページ構成
- ・ 計画推進の基盤である実現化方策を設定し、相互連携で成果を高める
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）との関連を意識した計画

大磯町総合計画策定条例をここに公布する。

令和元年12月20日

大磯町長



大磯町条例第22号

大磯町総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、大磯町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像及びこれを達成するための基本目標や施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を具体化し実現するための施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(計画の策定)

第3条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）第2条に規定する大磯町総合計画審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、町民から意見を聴くものとする。

(策定過程における報告)

第6条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(議会の議決)

第7条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(他の計画との関係)

第9条 町長その他の執行機関は、分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている大磯町第四次総合計画は、この条例に基づく総合計画が策定されるまでの間は、引き続き効力を有する。

大磯町総合計画審議会規則

大磯町総合計画審議会設置規則（昭和42年大磯町規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置された大磯町総合計画審議会（以下「審議会」という。）について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 大磯町総合計画の策定に関すること。
- （2） 大磯町総合計画の実施に関し、必要な調査及び審議を行うこと。
- （3） 前2号のほか、町長が必要と認める事項

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- （1） 町教育委員会の委員
- （2） 町農業委員会の委員
- （3） 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- （4） 学識経験者
- （5） 公募町民
- （6） 前各号のほか、町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第7条 審議会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の招集の特例）

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年11月30日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初を開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。